

新たな福祉制度で、本当に障害者の「自立」は進むのか？

「障害者自立支援法」が 本年4月から実施されました

障害者の「自立」を妨げる新制度の3つの問題点

□問題点その1

「自殺や無理心中?!」まるで30年前に後退する福祉!

この制度の実施によって、4月から障害者が福祉や医療サービスを利用する際に、基本的に1割の定率の利用料と給食費や水光熱費等の負担が発生することになりました。この負担は、いくつもの軽減措置があるとはいえ、多くの障害者・家族に大きな打撃を与えています。実際の負担額は、これまで0円であった人が、毎月2〜3万円もの負担増になるケースもあります。障害者への支援は、決して一時的なものではなく、一生に必要なものです。また、障害があるがゆえに、社会生活を営むうえでの特別な経費（ガソリン代や医療費等）も上乗せされます。こうした状況の中で、作業所をやめる人など、サービス抑制を行なわなければならない人も急増し、将来に対する不安を禁じえないとの理由から、「無理心中」事件まで起こりはじめています。「働きに行くのになせお金を支払っていくの・・・」というふんまんとやるかたない怒りの声もあがっています。これでは、「自立支援」どころか「自立阻害」になりかねません!

□問題点その2

新たな支給決定の仕組みで、サービス抑制も

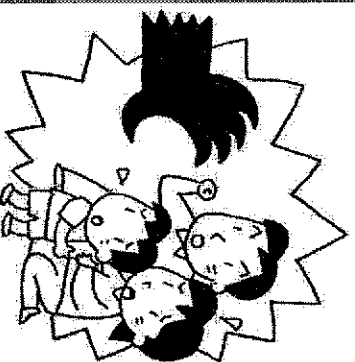
新しい制度では、福祉サービス利用にあたって、介護保険制度の「要介護認定」と同様の「障害程度区分認定」を受けることとなります。この認定基準で、知的障害や精神障害の適正な判断ができるのか、疑問の声が広がっています。

しかも、この判定によって使えるサービスが抑制されることもあって、「これまでのサービスが引き続き使えなくなるのではないか?」との不安の声も広がっています。障害者への支援の必要性は、単に介護度だけでは判断できません。特に区分4以上でない人と入所施設やケアホームが利用できなくなることは、法の理念にも反するものです。

□問題点その3

不透明な新事業体系、報酬単価変更で
事業所も存続の危機

新規の事業への移行は、本年10月からとされていますが、その詳細はまだ不明瞭なまま、加えて4月から事業所への報酬が「日割り」方式の単価に切り替わり、ある作業所では、年間数千円の減収になるところも出てきています。せっかくなか、みんなの力で必死に守ってきた作業所が潰れてしまえば、30年前のように、行き場の無い障害者を生み出すことになりそうです。



発行／障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(略称：障全協)